

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（平成27年9月武蔵野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	
（利用料を徴収する事業）	
第3条 市が行う事業のうち利用料を徴収するものは、次に掲げるものとする。	
(1)から(9)まで （略）。	
(10)	<u>補助器具貸与事業</u> （身体機能に低下がみられ、日常生活を営むのに支障があると市長が認める者について、 <u>補助器具</u> の貸与を行う事業をいう。以下同じ。）
(11)	（略）
（利用対象者）	
第4条 （略）	
2から6まで （略）	
7	<u>補助器具貸与事業</u> の利用の対象となる者は、住民基本台帳記録者のうち、60歳以上65歳未満のものであって、法第7条第3項第2号又は同条第4項第2号に該当しないが、これらに準ずるものとして市長が認めるものとする。
8	（略）
（指定事業者の指定）	
第9条 （略）	
2	前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者は、当該事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなす。
(1)	<u>補助器具貸与事業</u> 指定居宅サービス事業者（福祉用具貸与に係る指定を受けた者に限る。）又は指定介護予防サービ

改正後	説明
(利用料を徴収する事業) 第3条 市が行う事業のうち利用料を徴収するものは、次に掲げるものとする。 (1)から(9)まで (略) (10) <u>福祉用具貸与事業</u> (身体機能に低下がみられ、日常生活を営むのに支障があると市長が認める者について、<u>福祉用具</u>の貸与を行う事業をいう。以下同じ。) (11) (略)	字句の改正 字句の改正
(利用対象者) 第4条 (略) 2から6まで (略) 7 <u>福祉用具貸与事業</u>の利用の対象となる者は、住民基本台帳記録者のうち、60歳以上65歳未満のものであって、法第7条第3項第2号又は同条第4項第2号に該当しないが、これらに準ずるものとして市長が認めるものとする。 8 (略)	字句の改正
(指定事業者の指定) 第9条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者は、当該事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなす。 (1) <u>福祉用具貸与事業</u> 指定居宅サービス事業者 (福祉用具貸与に係る指定を受けた者に限る。) 又は指定介護予防サービ	字句の改正

ス事業者（介護予防福祉用具貸与に係る指定を受けた者に限る。）

(2) （略）

3 （略）

別表（第5条関係）

事業	区分	金額
高齢者安心コール事業及び高齢者救急通報システム事業（略）		
高齢者住宅火災通報システム事業	自動消火装置、ガス安全システム又は電磁調理器に係る費用	実費の額の100分の10に相当する額
はいかい高齢者探索サービス事業から認知症高齢者見守り支援事業まで（略）		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者住宅火災通報システム事業におけるガス安全システムの給付の終了に伴うほか、所要の改正をするものである。

ス事業者（介護予防福祉用具貸与に係る指定を受けた者に限る。）

(2) （略）

3 （略）

別表（第5条関係）

事業	区分	金額
高齢者安心コール事業及び高齢者救急通報システム事業（略）		
高齢者住宅火災通報システム事業	自動消火装置又は電磁調理器に係る費用	実費の額の100分の10に相当する額
はいかい高齢者探索サービス事業から認知症高齢者見守り支援事業まで（略）		

字句の削除